

つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第67条（略） （<u>起立等</u>による表決）</p> <p>第68条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 第1項及び第73条第2項の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決を採ることができる。</u></p> <p><u>4 電子採決システムにより表決を採る場合において、問題を可とする議員は賛成のボタンを、問題を否とする議員は反対のボタンを押さなければならない。この場合において、議長が表決を確定する宣告をした時点でいずれのボタンも押していない議員がいるときは、当該議員は棄権したものとみなす。</u></p> <p>第69条（以下略）</p>	<p>第1条—第67条（略） （<u>起立</u>による表決）</p> <p>第68条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第69条（以下略）</p>